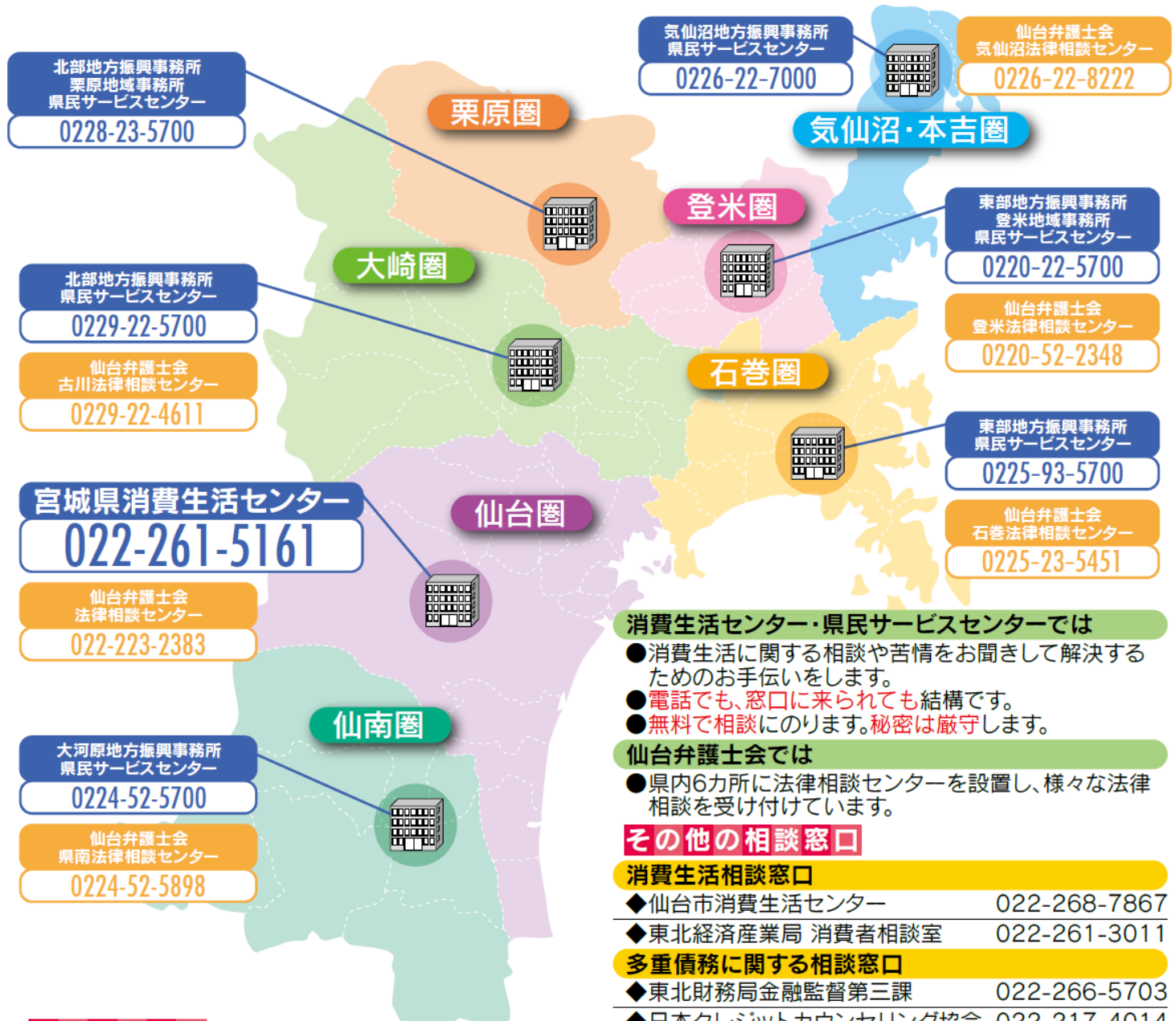


困ったとき、わからないときは…

# 消費生活センター 県民サービスセンター

# 相談 しよう!



**消費生活センター・県民サービスセンターでは**

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

**仙台弁護士会では**

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

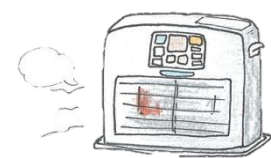
### その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
  - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
  - ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

- 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口**
- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
  - ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

### 相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00  
土・日 9:00~16:00  
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00  
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。



発行/宮城県消費生活センター



# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆遠隔操作によるプロバイダ変更勧誘に注意！
- ◆「多重債務無料相談会」を開催します
- ◆海産物の送り付け商法にご用心！
- ◆次々に手口を変える“買え買え詐欺”



## 遠隔操作によるプロバイダ変更勧誘に注意！

宮城県消費生活センターには、「大手電話会社の関連事業者と思い、プロバイダ契約の内容（料金コース等）変更の手続きを遠隔操作でしてもらったが、無関係の事業者で、プロバイダ自体が変更されているとわかった。解約を申し出たら、違約金を請求された。」など、遠隔操作によるプロバイダ変更勧誘に関する相談が寄せられています。全国的にもこの相談が激増しており、すでに9月の段階で昨年度の相談件数と同じくらいの相談が寄せられています。

**通信契約にはたとえ電話勧誘であってもクーリング・オフ制度はありません！安易に了承せず、内容をよく確認し、必要がなければキッパリと断りましょう！！**

「プロバイダ料金が安くなるので乗り換えませんか？今なら、2ヶ月間基本料金が無料になります。」と電話があり、了承した。その後、別の担当から電話があり、パソコンを遠隔操作してもらってプロバイダの切り替えを行った。契約していたプロバイダに電話で解約を伝えると、「今解約すると15,000円の違約金がかかる。新しいプロバイダは本当に今より安くなるのか？」と言われた。新しいプロバイダの料金を聞いていなかった。



## アドバイス

- 契約前に書面の交付を求め、契約内容を完全に理解しないまま電話口で承諾しないようにしましょう！
- 契約先を必ず確認しましょう！
- サービス内容を確認し、現在の利用料よりも何がいくら安くなるのかなどをしっかりと確認しましょう！
- 従前のプロバイダ契約の解約によるデメリット等も理解し、新たな契約の必要がなければ、キッパリと断りましょう！
- トラブルになった場合は、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう！

# 「多重債務無料法律相談会」を開催します

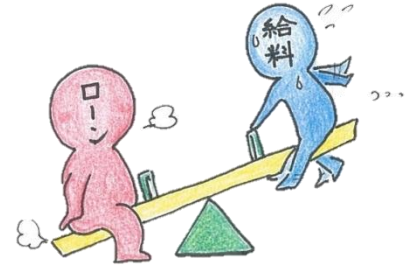
宮城県では、多重債務問題に対処するため、多重債務に関する無料法律相談会を開催します。

「複数社から借入があり、今後の返済に困っている…。」、「収入の予定が狂ってしまい、住宅ローンなどの返済ができない…。」などのお悩みを抱えている方は、一人で悩まずに御相談ください。相談は無料！弁護士や司法書士、消費生活相談員が相談に応じます。

また、借金などが原因で、よく眠れないなど心の健康に不安を感じている方を対象に「心の健康相談」も実施します。

## 相談会日程

開催日	会場	定員
12月3日（水）	県栗原合同庁舎	4人
	県石巻合同庁舎	16人
	県登米合同庁舎	8人
12月5日（金）	県大河原合同庁舎	16人
	県大崎合同庁舎	8人
	県気仙沼合同庁舎	8人
12月6日（土）	県庁	24人
12月7日（日）	県庁	24人



事業者の方は県庁会場（12月6日・7日）のみの受付になります

## 相談会の内容

相談会は午前9時30分から午後4時30分までです。（栗原会場のみ午後1時から）相談時間は一人当たり原則1時間30分とします。（「心の健康相談」は別途）

### ●相談会の流れ●

- ①消費生活相談員による面談（30分）
- ②弁護士又は司法書士による法律相談（30分）
- ③消費生活相談員による事後相談など（30分）

1時間30分

☆希望する方は相談会の後に「心の健康相談」も受けられます。



## 申込方法

事前予約制です。お電話で事前予約をお願いします。

### ●個人の方●

宮城県消費生活センター ☎022-261-5164

予約受付時間 午前8時30分～午後5時15分

### ●事業者の方（12月6日・7日）●

東北財務局金融監督第三課 ☎022-266-5703

予約受付時間 午前9時～午後5時45分

**予約受付期間：平成26年11月17日（月）～28日（金）**

※予約受付期間終了後も、定員に達していない場合は引き続き予約を受け付けます。

**借金の問題は必ず解決出来ます！ぜひ、御相談ください！**



## 海産物の送り付け商法にご用心！



毎年11月から12月にかけて、海産物（カニやわかめなど）の送り付け商法に関する相談が全国的に増加します。不要な場合はキッパリ断り、相手と関わらないようにしましょう。また、健康食品の送り付け商法に関する相談も寄せられているので、併せて注意してください。



他県の販売業者から「以前注文いただいたカニを送ります。」と突然電話がきた。「注文した覚えはない。」と断り電話を切ったが、万が一カニが届いてしまったらどうしたらいいだろうか。

### アドバイス

- 申し込んだ覚えもなく、必要のない商品の勧誘はキッパリと断りましょう！
- 消費者が了承していないにもかかわらず一方的に商品を送り付けられた場合は、支払いの義務はありません。商品が届いても、**安易に受け取らない**ようにしましょう！
- 商品が届いてしまった場合は、**宅配業者に「受取拒否をします」と伝え、商品を持って帰ってもらいましょう！**
- 万が一受け取ってしまった場合でも**クーリング・オフ**できる場合があります。
- 少しでも不審に思ったら**一人で悩まず、すぐに最寄りの消費生活相談窓口**に相談しましょう！！



## 次々に手口を変える“買え買え詐欺”

青色LEDの開発で日本人3名がノーベル物理学賞を受賞したという嬉しいニュースが日本中を駆け巡ったことは記憶に新しいかと思えます。

しかし、こうした話題のニュースに便乗した劇場型勧誘による買え買え詐欺が後を絶ちません。「**IPS細胞の研究所ができるので、出資しないか**」、「**東京オリンピックのチケットを買わないか**」など、悪質業者は手を変え品を変え勧誘してくるので注意が必要です！

### ＊ 勧誘の手口 ＊

- ①自宅にA社から社債や権利に関するパンフレットが届く。
- ②B社から「A社の社債を購入すれば、高値で買い取る」「あなたしか購入できない」などと電話勧誘がくる。
- ③消費者がA社から社債を購入したり、B社に名義を貸す。
- ④A社、B社ともに連絡が取れなくなり、価値のない権利証券が残ったり、「名義貸しは犯罪だ。示談金を払え。」などと弁護士Cから要求される。

### ＊ アドバイス ＊

「代わりに申し込んで」「名義を貸して」などと持ちかけてくる**不審な電話は、相手にせず、すぐに電話を切る**ようにしましょう。もし、申し込んでしまっても、**絶対にお金を支払ってはいけません。**

少しでも疑問や不安を感じたら、**お金を支払う前にお住まいの地域の消費生活相談窓口や家族、友人などに相談**しましょう。

